

平成27年度 北島町の決算に係る健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標「健全化判断比率」と公営企業ごとの資金不足率「資金不足比率」を議会に報告し、公表することとされました。

北島町の平成27年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

北島町の健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	3.2	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※比率が算定されない場合は、「—」と表示しています。

なお、実質赤字比率は実質収支が黒字の504,605千円が標準財政規模に占める割合で比率は-10.93%です。連結実質赤字比率は連結実質収支が黒字の1,408,391千円が標準財政規模に占める割合で-30.52%です。実質公債費比率は全会計における一般会計等が負担すべき地方債の償還金の標準財政規模に対する割合で3カ年の平均値が3.2%です。(H25年度2.0% H26年度3.4% H27年度4.4%) 将来負担比率として充当可能財源等が黒字の1,257,860千円が標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を減じた額4,132,613千円に占める割合で-30.44%です。

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を町税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金不足の程度を把握するため、町税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。

○実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(町債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

●財政健全化計画

4指標のうち1指標でも早期健全化基準を超えれば策定する義務が生じます。当該年度内に長が作成し、議会の議決を得て、速やかに住民に公表し、総務大臣・知事に報告が義務付けられています。また、実施状況も作成し、住民に公表するとともに総務大臣・知事に報告する必要があります。

●財政再生計画

将来負担比率を除く3指標のうち1指標でも財政再生基準を超えれば策定する義務が生じ、当該年度内に長が作成し、議会の議決を得て、速やかに住民に公表します。計画については、総務大臣に同意に係る協議をし、総務大臣に同意を求めます。同意を受けていなければ地方債の起債が制限されます。

北島町の会計別資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
北島町水道事業会計	—	20%
北島町特別会計公共下水道事業	—	20%

※令第17条第1号及び第3号の規定により事業の規模を算定

なお、水道事業会計は、資金剰余額が573,229千円で-142.1%、北島町特別会計公共下水道事業は、資金剰余額が11,843千円で-48.1%です。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

●経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準を超えれば策定する義務が生じます。当該年度内に長が作成し、議会の議決を得て、速やかに住民に公表し、総務大臣・知事に報告が義務付けられています。また、実施状況も作成し、住民に公表するとともに総務大臣・知事に報告する必要があります。

北島町の算定結果

本町においては、健全化判断比率の全ての指標について、早期健全化基準を下回っており適正な水準にあります。前年度と比較すると、実質公債費比率及び将来負担比率は若干数値が悪化しており、その他の2指標については良化しております。今後も各比率において、現状の水準を維持できるよう財政運営に留意してまいります。

水道事業会計及び特別会計公共下水道事業の資金不足比率についても基準を下回っており適正な水準にありますが、今後も引き続き企業経営に努めてまいります。

問い合わせ先：北島町総務課 TEL. 088-698-9801